

大泉町高齢者等の見守りを兼ねた移動販売事業補助金について

大泉町高齢者等の見守りを兼ねた移動販売事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

身近な商店の減少、高齢化の進行等により食料品等の買い物が困難な状況に置かれた高齢者等のため、見守り活動を兼ねた移動販売を行う事業者に対し、その運営に要する費用の一部を補助することで、安定した移動販売事業の継続及び販売エリアの拡大等の支援を図り、もって高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とします。

2 内容

補助対象者	次のいずれにも該当する法人又は個人事業主とします。 1 本町と移動販売事業の実施時に高齢者等の見守り活動を行うことの覚書等を締結していること。 2 町税等の滞納がないこと。 3 食品衛生法その他移動販売事業の実施に関する法令等を遵守すること。 4 個別の契約に基づき、あらかじめ受注した商品を特定の日時に発注した特定の者に個別に配送を行う事業を営む者でないこと。 ※ 特定の販売品目のみを販売したり、車内で調理・加工した食品等を販売したりする移動販売事業者は、この要項の対象外です。 ※ 「高齢者等」とは、高齢者、障害者、子育て世代等で食料品等の日常の買い物に支障をきたしているものをはじめとする地域の住民をいいます。
補助対象事業	補助対象者が実施する次のいずれにも該当する移動販売事業とします。 1 町内において、あらかじめ巡回するコース又は販売する場所及び巡回（販売）時間を設定した上で、1週間に1回以上移動販売を実施すること。

	2 1 週間の移動販売で、10人以上の高齢者等に対して食料品等の販売を行うこと。 3 本町との覚書に基づき、1の移動販売の実施中に地域の見守り活動を実施し、その中で高齢者等を取り巻く地域の状況又は高齢者等の日常生活の状況で異常と思われる状況を発見したときは、本町その他の関係機関に連絡すること。 4 補助金の交付の決定を受けた日から起算して1年以上継続して移動販売を行うこと。
補助対象経費	補助対象事業の実施時に使用した移動販売車に係るガソリン代、車検代等の経費に対して補助を行います。
交付金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、一月当たり1万円を上限とします。 ※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

3 交付手続

認定申請の方法	補助対象事業を行おうとする者は、補助事業等認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。 1 移動販売に係る経費の予算が分かるもの 2 事業計画書その他販売のスケジュール及びルートが記載されたもの 3 移動販売の営業許可を取得していることが分かるもの
認定決定の時期	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助事業等認定通知書（様式第2号）により通知します。 ※ 必要に応じて、補助対象事業の実施中に実地調査を行う場合があります。
交付申請の方法、時期等	補助対象経費が確定次第、補助金等交付申請書（様式第3号）及び補助事業等実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて申請してください。 1 業務日誌その他の運行日ごとの販売場所、利用人数等が分かるもの

	2 移動販売車に係る経費（ガソリン代・車検代等）の領収書 3 移動販売時に高齢者等の見守り活動をしたことが分かるもの
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第5号）により通知し、補助金を交付します。 ※ 補助事業の認定を受けた者は、必要があるときは、補助金等の額の決定前においても、補助金等概算払請求書（様式第6号）により補助金の概算払の申請をすることができます。
その他	補助対象者は、大泉町補助金等に関する規則及びこの要項に記載の事項を遵守しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	大泉町補助金等に関する規則に定める次の様式を使用してください。 1 補助事業等認定申請書（様式第1号） 2 補助金等交付申請書（様式第3号） 3 補助事業等実績報告書（様式第4号） 4 補助金等概算払請求書（様式第6号） ※ 参考 1 補助事業等認定通知書（様式第2号） 2 補助金等交付決定通知書（様式第5号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
-----	------------------------

6 担当部署

大泉町高齢介護課	電話 0276（62）2121
----------	-----------------